

はじめてのまなび応援事業実施要領

（事業の目的）

第1条 文化芸術など生涯学習に取り組む県内の団体（以下「県内団体等」という。）が、県内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程のみ）（以下「学校」という。）において生涯学習教室を開催することで、児童・生徒が、生涯にわたりまなぶことの楽しさを感じ、何事にも自ら取り組む姿勢の大切さを身につけることに繋がるよう、生涯学習への第一歩となる「はじめてのまなび」を応援するため、はじめてのまなび応援事業を実施する。

（プログラムの募集、審査及び公表）

第2条 県は、県内団体等から公演・講話、実技披露、ワークショップ等についてプログラム化したものを募集する。応募があったプログラムについて、内容を審査し、適正と認められたものをリストとしてとりまとめ、県ホームページで公表する。

プログラムの募集、審査及び公表の詳細は、別に定める「はじめてのまなび応援事業プログラムリスト登録要領」による。

（プログラム利用を希望する学校の募集）

第3条 前条により県ホームページに公表されたプログラムリスト（以下「リスト」という。）の利用を希望する学校は、希望するプログラムを選択し、県へ希望調査票を提出する。

（調整）

第4条 県は、前条により提出された希望調査票と、リストに登録されたプログラムとのマッチングを行う。

マッチング結果は、リストにプログラムを掲載している県内団体等及び希望調査票を提出した学校に対し、書面により通知する。

また、調整が成立したもの（以下「教室」という。）の概要について、県ホームページで公表する。

（委託契約の締結）

第5条 県及び県内団体等は、教室開催に係る委託契約を締結する。

1 教室当たりの開催に係る委託料は、28,182 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

なお、当該年度に開催する教室数については、予算の範囲内とする。

(教室の開催日程等の決定)

第6条 県内団体等及び学校は、教室開催日程等を直接調整し決定することとし、決定内容については、学校が県へ報告する。

また、決定内容に変更があった場合も同様とする。

(教室の開催)

第7条 県内団体等は、前条で決定した内容にて学校で教室を開催する。

また、教室の開催に伴う事前準備及び当日の教室運営を行う。

(完了報告、利用状況報告及びアンケートの提出)

第8条 教室の開催後、県内団体等は、すみやかに完了報告書及びアンケートを県へ提出する。

なお、学校は、すみやかに利用状況報告書及びアンケートを県へ提出する。

(完了認定、委託料の支払)

第9条 県は、前条により提出された完了報告書及び利用状況報告書を基に、委託業務の完了について検査し、その結果について県内団体等へ通知する。

検査に合格した後、県内団体等から請求書の提出を受け、教室開催数に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算して委託料を支払う。

附 則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。